

平成二十三年七月八日受領  
答弁第二一八六号

内閣衆質一七七第二八六号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員吉井英勝君提出大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。

衆議院議員吉井英勝君提出大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する質問に対する答弁書

(一) について

お尋ねの運用中の情報収集衛星は、光学衛星が三機、レーダ衛星が零機である。

(二) について

お尋ねの情報収集衛星に係る決算額は、平成十年度（千九百九十八年度）が十七億三千百八十二万五千円、平成十一年度（千九百九十九年度）が百一億二千百六十四万四千九百五十四円、平成十二年度（二千年度）が七百五十四億九千八百八十一万三千九百四十二円、平成十三年度（二千一年度）が九百三十億六千八百八十九万三千四百十二円、平成十四年度（二千二年度）が六百六十九億三千四百二十二万五千七百五十九円、平成十五年度（二千三年度）が六百三十七億四千八百六十二万四千四十円、平成十六年度（二千四年度）が六百十二億九千九十八万五千七百五十八円、平成十七年度（二千五年度）が五百二億三千二百三十六万三千二百三十七円、平成十八年度（二千六年度）が七百十六億千五百四十四万五千五百八十五円、平成十九年度（二千七年度）が五百六十八億八千五百五十一万八千八百九十七円、平成二十年度（二千八年度）が六百三億二千八百四十六万七千百十四円、平成二十一年度（二千九年度）が六百三十億五千九百六十

一万五千八百二十九円、平成二十二年度（二千十年度）が七百五十六億九千五十二万五千二百二円である。また、平成二十三年度（二千十一年度）における情報収集衛星に係る予算額は、六百六十九億五千六百六十一万九千円である。

これらの決算額及び予算額の総額は、八千八百八十一億四千六百六十六万四千七百二十九円である。

(三) について

予算上、「研究費、開発費、製造費」を一括して計上しているため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一括して計上している予算額であれば、光学一号機及びレーダ一号機が合計で七百八十九億九千五百万円、光学二号機が二百九十一億二千二百万円、レーダ二号機が二百九十九億七千万円、光学三号機が四百九十億二千六百万円である。また、軌道投入に失敗した光学衛星一機及びレーダ衛星一機が合計で六百二十二億七千二百万円である。なお、光学一号機及びレーダ一号機並びに軌道投入に失敗した光学衛星一機及びレーダ衛星一機については、共同で研究・開発を行っており、一機ごとの予算額をお示しすることはできない。

(四) について

情報収集衛星の打ち上げについては、これまでのところ、HⅠⅡA五号機、HⅠⅡA六号機、HⅠⅡA十号機、HⅠⅡA十二号機及びHⅠⅡA十六号機を利用し、今後、HⅠⅡA十九号機を利用することとしている。

HⅠⅡA五号機、HⅠⅡA六号機、HⅠⅡA十号機及びHⅠⅡA十二号機の開発及び打ち上げに係る予算額並びに打ち上げ者は、HⅠⅡA五号機が八十五億五千二百万円及び十九億二千七百万円並びに宇宙開発事業団（当時）、HⅠⅡA六号機が八十五億四千九百万円及び十九億二千六百万円並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構、HⅠⅡA十号機が七十六億五千三百万円及び十九億二千二百万円並びに同機構、HⅠⅡA十二号機が九十一億五千万円及び十九億三百万円並びに同機構である。

HⅠⅡA十六号機及びHⅠⅡA十九号機については、予算上、「製造費と打ち上げ費」を一括して計上しているため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一括して計上している予算額及び打ち上げ者であれば、HⅠⅡA十六号機が九十四億九千万円及び三菱重工工業株式会社、HⅠⅡA十九号機が百三億七千万円及び同社である。

(五) について

お尋ねの「大規模災害」とは、例えば、重大な人的・物的被害が生じた震災・津波災害等をいうものであり、御指摘の「今回の東日本大震災での地震や津波、東京電力・福島第一原子力発電所の事故」を含むものである。お尋ねの「対応」とは、大規模災害の被災地における政府の支援活動等をいうものである。

(六) 及び (七) について

お尋ねの大規模災害は、平成十六年（二千四年）の新潟県中越地震、平成十七年（二千五年）の福岡県西方沖地震、平成十九年（二千七年）の能登半島地震、平成十九年（二千七年）の新潟県中越沖地震、平成二十年（二千八年）の岩手・宮城内陸地震、同年の岩手県沿岸北部地震、平成二十三年（二千十一年）の霧島山（新燃岳）の火山活動及び同年の東日本大震災である。これらの災害においては、情報収集衛星により撮像した画像は公開していないが、内閣衛星情報センターにおいて、情報収集衛星により撮像した画像の判読・分析を行い、必要に応じ、関係省庁にその結果を配付・伝達したところであり、関係省庁においては、それぞれの所掌事務の遂行における情報源の一つとして、その結果を活用したところである。

(八) について

御指摘の津波の移動、到達時刻の判読等については、これを行うためには、情報収集衛星が津波の発生

時点において津波を撮像できる態勢にあることが必要であるが、一般に、情報収集衛星等の地球上を周回する衛星では、特定の地点にとどまって撮像することが困難であるため、これを行うことは困難であると考えている。

また、「東日本大震災の地震発生時から津波襲来時にかけて、情報収集衛星は被災地上空を周回していたのか」とのお尋ねについては、情報収集衛星は、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的とするものであり、その具体的な運用状況を明らかにすると、今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(九) から (十五) までについて

内閣衛星情報センターにおいては、情報収集衛星により撮像した画像の判読・分析を行い、必要に応じ、関係省庁にその結果を配付・伝達し、関係省庁において、それぞれの所掌事務の遂行における情報源の一つとして、その結果を活用したところである。さらに、内閣情報調査室においては、情報収集衛星により撮像した画像の判読・分析結果や独自に収集した情報を基に、被災状況推定地図を作成し、関係省庁に幅広く配付したところである。当該地図を配付された関係省庁においては、現地対策本部等に当該地図を配

付し、現地の移動可能な経路の把握、津波により被災した農地面積の推計、被災した企業活動拠点の把握等に活用しているところである。

したがって、「国民の命と安全を確保するという政府の責任を果たしていなかったということになるのではないか」及び「大規模災害等への対応」という文言が単なる「方便」に過ぎないことを意味しているのではないか」との御指摘は当たらないと考えている。いずれにせよ、今後とも、情報収集衛星を大規模災害等への対応にも有効に活用してまいりたい。

また、情報収集衛星は、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的とするものであり、情報収集衛星により撮像した画像については、これを詳細に分析することにより、情報収集衛星の性能及び運用状況が明らかになり、今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、その公開を行っていないところである。

(十六) について

お尋ねの衛星画像については、内閣官房が、日本スペースイメージング株式会社及び株式会社日立ソリューションズから、合計三千六百八万五千七百七十円で購入したものである。当該画像は、QuickBird、W

orldView- 1、WorldView- 2、IKONOS及びGeoEye- 1により撮像されたものであるが、前三者についてはDigit  
alGlobe社が、後二者についてはGeoEye社が保有していると承知している。

(十七) 及び (十八) について

内閣情報調査室においては、縮尺五万分の一の被災状況推定地図を作成したところであるが、これは、その時点で集約できた情報と被災範囲の広がり等を勘案して、縮尺五万分の一が最適であると判断したものである。また、当該地図は、本年三月十三日、十四日、十五日及び三十一日に作成し、関係省庁に幅広く配付したところである。当該地図を配付された関係省庁においては、現地対策本部等に当該地図を配付し、現地の移動可能な経路の把握、津波により被災した農地面積の推計、被災した企業活動拠点の把握等に活用しているところである。

(十九) について

お尋ねについては、情報収集衛星の性能及び運用状況が明らかになり、今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(二十) について



御指摘のレーダ一号機及びレーダ二号機については、厳しい宇宙環境下における運用により電源系の経年劣化が原因と思われる運用障害が発生したことから運用を終了したものである。これによって、現在、運用できるレーダ衛星がないため、情報収集活動に一定の制約は生じているものの、他の光学衛星を活用することなどにより、支障が生じないよう努めているところである。運用を終了したレーダ衛星二機については、当該衛星との通信ができないため、現在の状態についてお答えすることは困難である。

(二十一) について

お尋ねの衛星の設計寿命については、レーダ一号機、レーダ二号機共に五年であるが、レーダ一号機については、打ち上げ日から四年、レーダ二号機については、打ち上げ日から三年六か月で運用障害が発生した。

(二十二) について

政府においては、御指摘のレーダ一号機及びレーダ二号機については、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（旧宇宙開発事業団）との間で業務委託契約を結んでおり、御指摘の三菱電機株式会社は直接の契約相手方ではない。レーダ一号機に係る契約書の第二十三条においては、「相手方から受けた損害について

相手方に故意ある場合を除き、損害賠償の請求を行わないものとする。」と規定されており、また、レーダ二号機に係る契約書の第二十六条においては、「相手方から受けた損害について相手方に故意がある場合を除き損害賠償請求を行わないものとする。」と規定されている。

レーダ一号機及びレーダ二号機の運用障害は故意により発生したものではないと考えられることから、損害賠償の請求を行わないこととしたものである。

(二十三) について

内閣衛星情報センターの定員は、現時点で二百十九名であり、現在、内閣府から四名、警察庁から二十名、総務省から三名、公安調査庁から八名、外務省から六名、文部科学省から二名、経済産業省から二名、国土交通省から四名、国土地理院から一名、気象庁から一名、海上保安庁から一名及び防衛省から十名が出向している。これらの職員は、全て常勤職員である。

(二十四) について

お尋ねについては、今後の内閣衛星情報センターの業務に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(二十五) 及び (二十六) について

内閣衛星情報センターの幹部職員の人事については、適材適所の観点から行っているものであり、情報収集衛星が「軍事衛星であることを意味するもの」との御指摘は当たらないと考えている。

(二十七) について

内閣衛星情報センターにおいては、平成十九年（二千七年）より、情報保全の観点から、職員に対し、名刺の作成・配布については業務上必要なものに限るよう指導しているところである。なお、御指摘のよう「国会議員に対して議員会館に説明に来る内閣衛星情報センターの職員は常に名刺を持たない」ということはない。